

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項の規定による工事着手等の届出があったので、条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第二項の規定によつて、次のとおり公告する。

令和二年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第五項の事業者（以下「法の事業者」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

法の事業者の名称及び代表者の氏名	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長 萩野 宏之
法の事業者の主たる事務所の所在地	広島県広島市南区東雲二丁目一三番二八号

二 法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）の名称、種類及び規模

法対象事業の名称	岩国大竹道路
法対象事業の種類	一般国道二号の改築
法対象事業の規模	全体九・八キロメートル（広島県四・七キロメートル）

三 法第五条第一項第三号の対象事業実施区域

広島県大竹市港町一丁目、晴海一丁目、小方一丁目、小方二丁目、小方町小方、御園二丁目、御園台、大竹町大竹及び元町四丁目

四 条例第四十三条第一項において準用する条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第一号
該当することとなった理由	法対象事業の実施に着手したため
該当することとなった時期	令和二年二月一〇日